

行政サービスの向上と 財政基盤の強化に向けた取組

～持続可能な行財政運営のために～

平成29年3月

会津若松市

目 次

1	「行政サービスの向上と財政基盤の強化に向けた取組」の基本的事項	
	(1) 本市の現状と課題	1
	(2) 取組の位置づけ	1
	(3) 取組の基本目標	1
	(4) 推進期間	1
2	行財政改革のこれまでの取組	
	(1) 経過	2
	(2) 第3次会津若松市行政システム改革プランの総括	2
3	今後の取組について	
	(1) 国の動向	3
	(2) 取組の視点	4
4	具体的な取組内容	
	(1) 財政マネジメントの強化	6
	(2) 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進	10
	(3) 市民サービスの向上	12
5	進行管理	13

1 「行政サービスの向上と財政基盤の強化に向けた取組」の基本的事項

(1)本市の現状と課題

本市を取り巻く状況については、国内外の経済に先行き不透明感が広がる中、未だ残る東日本大震災や原子力発電所事故の影響や人口減少・少子高齢化などの影響により厳しさを増しており、本市の基幹的収入である市税等についても今後伸びを見込むことは難しく厳しい財政運営が予想されます。

こうした中で、安定した行政サービスを提供し続けるためには、歳入に見合った歳出構造の確立を図りながら、「選択と集中」を徹底し、優先順位を明確にしながらかつ限られた資源を有効かつ適切に活用していかなければなりません。

また、民間活力を積極的に活用し、民間にできることは民間に委ねるなど行政と民間が役割分担の下、互いに知恵を出し合い、力を合わせていくことも必要です。

さらに、地方創生や地域活性化の取組、経年劣化が進む公共施設への対応、扶助費の増加など、様々な課題に取り組んでいくためには、内部管理経費の削減や行政自らのスリム化等を進め、将来を見据えて、最少の経費で最大の効果が発揮されるような行政システム、将来にわたって持続可能な財政基盤を構築していく必要があります。

(2)取組の位置づけ

行財政改革とは、本市が目指すまちづくりを実現するため、行政のスリム化、行政運営の仕組みやルールを改善し、自治体経営の効率性を高め、持続可能な行財政運営を行っていくための取組です。

平成29年度からの取組は、会津若松市第7次総合計画に掲げるまちづくりのための各種施策を着実に推進するため、これまでの取組内容や本市を取り巻く状況を踏まえ、市が今後取り組むべき行財政改革の基本的な考え方や方向性、具体的な取組の内容を明らかにしたものであり、今後、個別の取組を進めていく際には、市民の皆様へ説明を行いながら実施するものです。

(3)取組の基本目標

本市が、地域活力を維持し発展し続けるためには、将来の発展につながる行政システムの構築と持続可能な財政運営を行うことが必要であり、そのためには、今後も行財政改革の取組を着実に進めていかなければなりません。

また、改革により生み出された行財政資源を活用して、さらなる行政サービスの向上、公共施設のマネジメントや人口減少対策などの課題に対応した施策を展開してまいります。

こうした認識に立ち、改革を進めるにあたっての目指すべき目標を次のとおりとします。

持続可能な行財政運営のために

(4)推進期間 平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

2 行財政改革のこれまでの取組

(1)経過

本市は、行財政改革を不断の課題と位置づけ、これまで継続的な取組を行ってきました。

- * 会津若松市行財政改革大綱（昭和 61 年 6 月）
- * 新会津若松市行財政改革大綱（平成 8 年 2 月）
- * 会津若松市行政システム改革プラン（平成 13 年 3 月策定）
- * 会津若松市行財政再建プログラム（平成 15 年 8 月策定）
- * 会津若松市行政システム改革プラン〔一部改訂〕（平成 18 年 2 月）
- * 第 2 次会津若松市行政システム改革プラン（平成 20 年 4 月）
- * 第 3 次会津若松市行政システム改革プラン（平成 25 年 3 月）

(2)第3次会津若松市行政システム改革プランの総括

「第 3 次会津若松市行政システム改革プラン」（以下、「第 3 次行革プラン」という。）は、第 6 次会津若松市長期総合計画に掲げるまちづくりの実現に向けて各種施策を着実に推進するため、その土台となる行政システムの改善を図ることを目的に、第 2 次行政システム改革プラン等の取組を継承し、平成 25 年 4 月以降の 4 年間についての行政改革の取組の大綱として策定したものです。

第 3 次行革プランでは、本市のおかれている状況と課題を踏まえ、「参加と協働による未来につなぐ市政運営」を基本目標とし、3つの改革の基本的視点として「参加と協働によるまちづくりの推進」「持続可能な運営体制の構築」「市民サービスの向上と職員のスキルアップ・組織風土改革」を掲げ、9の改革の方向と26の具体的項目を示すとともに、実効性を確保するため、72の取組項目を設け、その達成に向けて取り組んできました。

その結果、計画の目標を達成または達成予定の項目（完了・A・B評価の割合）は全体の 87.5%となっており、概ね順調に取り組まれています。

◆第3次会津若松市行政システム改革プランの取組状況（平成 27 年度末現在）

改革の基本的視点	完了	A	B	計	C	合計
参加と協働によるまちづくりの推進	6 33.3%	6 33.3%	3 16.7%	15 83.3%	3 16.7%	18 100.0%
持続可能な運営体制の構築	4 10.0%	19 47.5%	11 27.5%	34 85.0%	6 15.0%	40 100.0%
市民サービスの向上と職員のスキルアップ・組織風土改革	0 0.0%	13 92.9%	1 7.1%	14 100.0%	0 0.0%	14 100.0%
合 計	10 13.9%	38 52.8%	15 20.8%	63 87.5%	9 12.5%	72 100.0%

- 【評価】 完了：取組が完了 A：年次計画のとおり進行し計画期間内に達成予定
B：年次計画より遅延しているが計画期間内に達成予定、C：達成が難しい状況

3 今後の取組について

(1) 国の動向

国は、平成27年6月に「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針とし、平成28年度から平成32年度までを対象期間とする「経済・財政再生計画」を策定しました。平成27年12月には計画を推進するための改革工程表（アクションプログラム）も示し、平成28年度からの3年間で「集中改革期間」と位置付け、経済・財政一体改革を集中的に進めるとしています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2016」（骨太の方針2016）においても、平成29年度は「経済・財政再生計画」における集中改革期間の2年目として、改革工程表等に則って経済・財政一体改革を面的に拡大するとともに、国と地方を通じたボトムアップの改革を加速するとしています。

◎「経済・財政再生計画」改革工程表より抜粋

▼地方行財政改革

- ・ 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革
- ・ 地方行財政の「見える化」
- ・ 地方行政分野における改革（民間委託等）
- ・ IT化と業務改革、行政改革等

▼集中改革期間 平成28年度～平成30年度

一方、地方公共団体においては、人口減少・少子高齢化の進行、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に適切に対応することが求められています。

平成27年8月には、総務省より「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」が示され、その中では国・地方を通じた厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、ICTの徹底的な活用や、民間委託等の推進などによる更なる業務改革の推進が必要であるとしています。

◎「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」より抜粋

▼地方自治体の財政マネジメントの強化

- ・ 公共施設等総合管理計画の策定促進
- ・ 統一的な基準による地方公会計の整備促進
- ・ 公営企業会計の適用の推進

▼PPP/PFI^{*1}の拡大

▼行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

- ・ 民間委託等の推進
- ・ BPR^{*2}の手法やICTを活用した業務の見直し

▼自治体情報システムのクラウド化の拡大

また、地方交付税においては様々な制度改革が検討・実施されており、歳出の効率化を推進する観点から、交付税の算定基準を業務改革を推進している団体を基準にした「トップランナー方式」が平成28年度から導入されました。具体的には、学校用務員、一般ごみ収集、公園管理の民間委託、情報システムのクラウド化等については平成28年度から段階的に反映、公民館・児童館の管理、戸籍業務や福祉業務などの窓口業務等については平成29年度以降導入を検討するとしており、業務改革等の取組が不十分な自治体にとって不利になる仕組みとなっています。

◎地方交付税の改革

▼「トップランナー方式」の導入

- ・歳出の効率化を推進する観点から施設の管理や窓口業務等の23業務が対象
- ・平成28年度から段階的に反映
～学校用務員、一般ごみ収集、公園管理の民間委託、情報システムのクラウド化等
- ・平成29年度以降導入を検討
～公民館・児童館等の管理、戸籍業務・福祉業務などの窓口業務等

※1 PPP：（パブリック・プライベート・パートナーシップ）指定管理者制度や包括的民間委託など、公共と民間、市民が連携して公共サービスの提供を行う仕組み

PFI：（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る仕組み

※2 BPR：（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）企業などで既存の業務の構造を抜本的に見直し、業務の流れを最適化する観点から再構築すること

(2) 取組の視点

これまで述べたとおり、国は「経済・財政再生計画」に基づき、国と地方における経済・財政一体改革を推進していくとしており、その中で地方交付税については、歳出の効率化を推進するトップランナー方式などの様々な制度改革が検討・実施されています。また、総務省からの助言通知においても、ICTの徹底的な活用や、民間委託等の推進などによる更なる業務改革の推進の必要性が示されています。

第3次行革プランの取組状況からも、「アウトソーシングの推進」「公共施設の適切な管理運営」「公共施設マネジメントの推進」、さらには「市民サービスの向上」などについては、これまでの取組成果を踏まえながら今後も継続した取組が必要です。

同時に、本市の主要な歳入である市税等は今後伸びを見込むことが難しく、厳しい財政運営が予想される中であって、安定した行政サービスを提供し続けるために、引き続き、行財政改革に取り組んでいかなければなりません。

以上のことから、国による地方行財政改革の方針に沿い、第3次行革プラン取組の進捗や本市のおかれている状況・課題などを踏まえたうえで、基本目標「持続可能な行財政運営のために」を達成するため、次の3つの視点により取組を進めます。

(1) 財政マネジメントの強化

継続した行政サービスの提供を可能とするためには、安定的・効率的な財政運営を行っていく必要があります。そのためには、歳入確保や歳出抑制を図りながら、安定的な財政基盤の構築に努めるとともに、経年劣化が進む公共施設への対応や将来のあり方の検討など、効率的で効果的な行政運営のための改革に取り組んでいきます。

(2) 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

厳しい財政見通しにおいて、多様化・複雑化する市民ニーズに対応しつつ、継続した公共サービスを提供していくためには、民間にできることは民間に委ね、行政が対応しなければならない政策・課題等に重点的に取り組める体制を実現することが求められています。

したがって、現在、市が実施している業務の民間委託の拡大、公共施設の適切な管理運営、ICTを活用した業務の見直しなどについて検討を行っていきます。

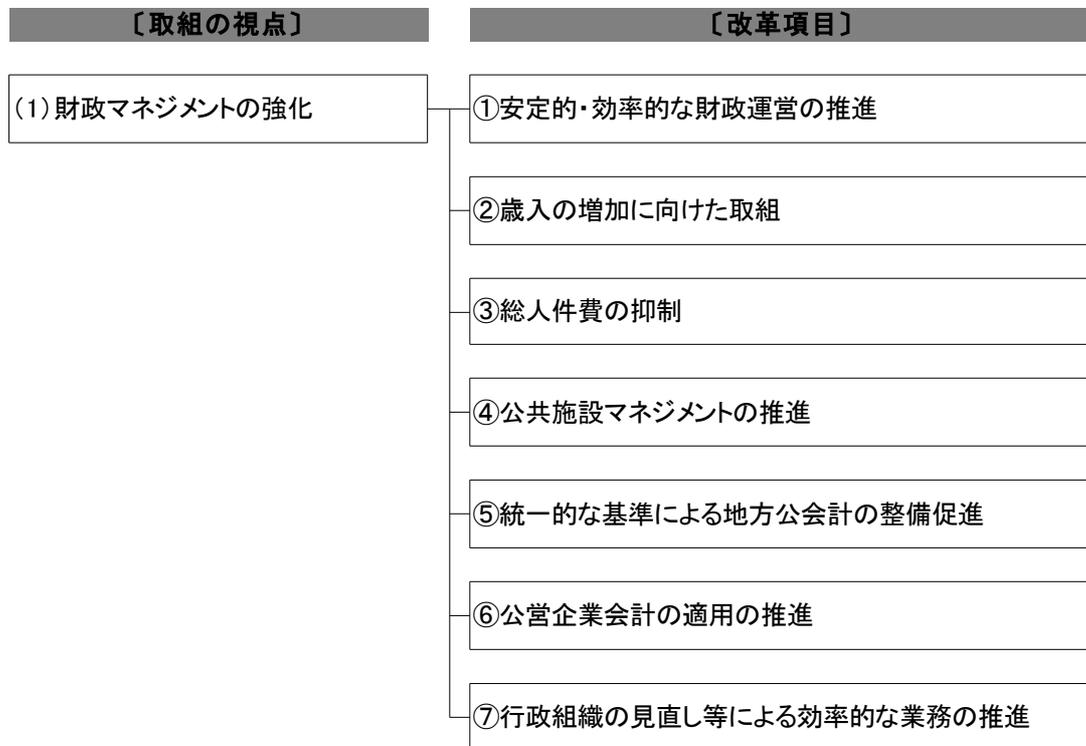
(3) 市民サービスの向上

市民サービスについては、ICTの有効活用などにより一層効率的で的確な執行に努め、最適化を図る必要があります。特に窓口等においては、利便性の向上や満足度を高めるための手法を検討します。

また、より良いサービスを提供するために、市民の要望や意見を庁内において共有化を図り、今後の事業に役立てていきます。

4 具体的な取組内容

(1) 財政マネジメントの強化



① 安定的・効率的な財政運営の推進

中期財政見通しの作成・公表や総枠配分方式による予算編成を継続するなど、計画的な財政運営に努めるとともに、「公債費負担適正化計画」の進行管理により、市債残高の低減を図ります。また、PDCAの強化やコスト縮減の取組を進めます。

具体的取組	内容
中期財政見通しの策定	毎年度、中期財政見通しを作成・公表し、当初予算編成をはじめとした財政運営の目安として活用します。
総枠配分方式による予算編成システムの充実	総枠配分方式による予算編成を通して、各部局のマネジメントの強化を図ります。
公債費負担の適正化	公債費負担の適正化へ向け、毎年度「公債費負担適正化計画」の進行管理を行い、適正な水準を目標に市債残高の低減に努めます。
基金の積立と活用	財政調整基金については、標準財政規模の10%※を安定的に確保することに努めるとともに、地方財政法や条例に基づきその活用を図ります。また、公共施設維持整備等基金についても継続した積立と適切な活用を努めます。 ※平成28年度の標準財政規模は約289億円であり10%は約29億円になります

具体的取組	内 容
行政評価システムの充実	第7次総合計画の政策目標の実現に向けた事務事業の構築と既存事業等の検証、改善及び見直しを行います。また、外部評価制度により、専門家や市民の意見を評価に反映していきます。さらに、評価手法やスケジュールなど行政評価の実施内容について、精査を加えながら制度の充実を図ります。
工事の発注・施工時期の平準化	債務負担行為を活用することにより、公共工事の発注・施工時期の平準化を図ります。
公共工事のコスト縮減	工事の品質を確保しつつ、工事の計画、設計及び施工にあたり経済性や効率性に配慮することにより、公共工事のコスト縮減を図ります。
国民健康保険税の適正賦課	適正な水準を確保するため、必要に応じた見直しを行います。

②歳入の増加に向けた取組

市税や税外収入の徴収率向上を図る取組を行うとともに、ふるさと納税や広告事業の推進による自主財源の確保や市有財産の積極的な活用、さらには使用料や手数料等の適正化により、歳入の増加に努めます。

具体的取組	内 容
徴収率向上対策	特別徴収事業所の拡大や口座振替等を推進していきます。
税外債権管理の強化	税外収入の滞納処分に取り組みます。
ふるさと納税の推進	効果的な情報発信や適切で魅力ある返礼品によりふるさと納税を推進します。
広告事業の推進	広告掲載等に関する要綱に基づき、積極的に市の資産等を広告媒体とすることにより、自主財源の確保に努めます。
市有財産の積極的な活用	未利用財産の他用途での利用や売却を行うなど、市有財産利活用基本方針に基づき活用を図ります。
使用料・手数料等の適正化	水道料金・下水道使用料の適正化の検討や、教育・保育施設等における利用者負担の適正化について検討を行います。

③総人件費の抑制

総人件費の抑制のため、定員管理計画に基づき、職員数の適正化を図るとともに、任期付職員等の効果的な活用を検討します。

また、国や県、他の地方公共団体、民間との均衡を考慮し、引き続き給与等の適正管理に努めます。

具体的取組	内 容
職員数の適正管理	定員管理計画に基づき、職員数の適正化を図ります。
多様な任用形態の活用	一時的又は時限的な業務などについて、任期付職員等を活用します。
給与等の適正管理	国の人事院勧告や県の人事委員会勧告に準拠し、給与制度の適正化を図ります。
時間外勤務の適正管理	能率的な業務執行やワークライフバランスの観点から、時間外勤務の適正管理に努めます。

④公共施設マネジメントの推進

公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、総合的な視点から現状を把握・分析し、市民と情報を共有しながら、今後の公共施設の適正な配置や効率的・効果的な管理運営について検討していきます。

また、劣化が進んでいる施設の長寿命化を図ることにより、施設の安全性の確保、さらにはライフサイクルコスト^{※1}の削減を図ります。

具体的取組	内 容
公共施設等総合管理計画の進行管理	公共施設等の適切な管理のため、様々な取組を総括し、進行管理を行います。
公共施設の長寿命化	道路・橋梁、上水道施設、下水道施設、市営住宅、公園施設、農業水利施設・林道などについて長寿命化を図り、ライフサイクルコストの削減に努めます。
公共施設の再編・複合化等の検討及び実施	施設再編プランや保全計画等の実施計画を策定し実施します。代表的な取組として、地域の核となる施設の複合化の検討、情報や防災、市民サービスの拠点としての庁舎整備を推進します。併せて、複合施設の効率的な管理運営方法について検討します。
PPP/PFIの手法導入の優先的な検討と推進	国県等との連携や先進事例、具体的な施設管理等の状況を踏まえ、今後の公共施設の整備や維持管理（公共的サービスの提供を含む）にあたっては、PPP/PFIの手法導入を優先的に検討し、推進します。

※1 ライフサイクルコスト：製品やサービス、施設、建造物などを製造あるいは利用するに当たって、そのライフサイクル（構想・企画・研究開発、設計、生産・構築、運用・保全、廃却）のすべてにわたって発生する総コスト

⑤統一的な基準による地方公会計の整備促進

現在の現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、国の要請に基づき、平成29年度末までに、統一的な基準による財務書類を作成・公表します。また、その活用方法についても検討します。

具体的取組	内 容
統一的な基準による財務書類の整備及び活用の検討	固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類を作成・公表します。また、その活用方法についても検討します

⑥公営企業会計の適用の推進

地方公営企業法を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表、固定資産台帳を整備することを通じて、自らの経営や資産等を正確に把握し、より計画的な経営基盤・財政マネジメントの強化に努めます。

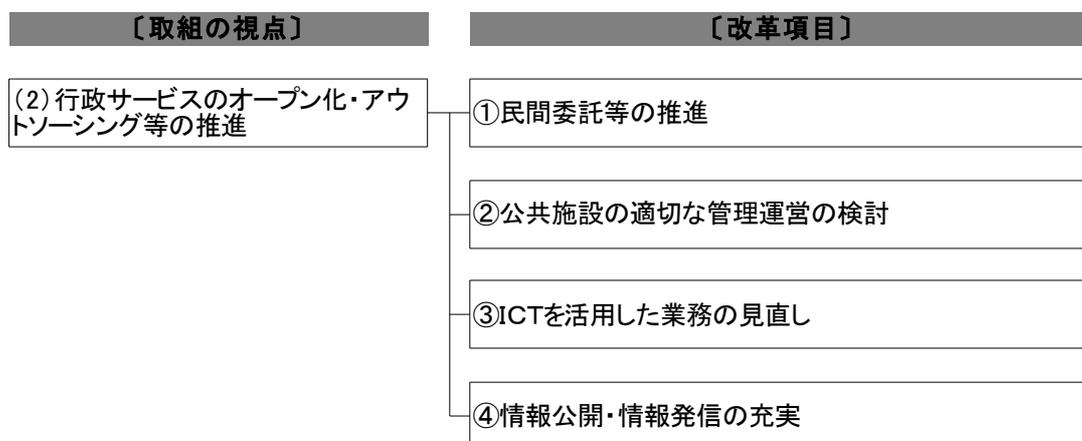
具体的取組	内 容
公営企業会計の適用の推進	下水道事業・農業集落排水事業・個別生活排水事業、湊町簡易水道事業・西田面簡易水道事業について、平成32年度からの公営企業会計適用に向けた取組を進めます。

⑦行政組織の見直し等による効率的な業務の推進

新たな行政課題や多様化・複雑化する行政ニーズに対応し、効率的・効果的な業務遂行が可能となるよう、行政組織の点検・見直しを行います。また、新たに地方公営企業法を適用する公営事業については、業務効率化等の検討を行います。

具体的取組	内 容
行政組織の点検・見直し	行政組織については、適宜、点検を行いつつ、中長期的視点を持って段階的に見直しを行います。
法適用公営企業（予定含む）の業務効率化等	下水道事業・農業集落排水事業・個別生活排水事業、湊町簡易水道事業・西田面簡易水道事業の法適用を進める中で、水道事業を含めた業務効率化等の検討を行います。

(2) 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進



①民間委託等の推進

現業部門の民間委託については退職者不補充により継続して推進するとともに、専門的定型業務などの一般事務分野についても、個別具体的にアウトソーシングの可能性を検討していきます。

また、他自治体と連携した広域的な取組により、効率的で効果的なサービスが提供できるよう検討していきます。

具体的取組	内 容
現業部門のアウトソーシングの推進	学校用務員や学校給食業務の民間委託について、退職者不補充により継続して取り組むとともに、可燃物及び不燃物に加えて、粗大ごみ収集業務の民間委託についても検討します。
一般事務分野のアウトソーシングの検討	専門的定型業務などの一般事務分野についても、アウトソーシングの可能性について検討します。具体的には、市民課窓口業務、会計管理業務、介護認定調査業務、国民健康保険窓口業務、後期高齢者医療保険窓口業務等について検討します。また、定型業務や給与・旅費の計算、人事管理事務等の庶務業務についても、国の方向性を含めて導入の可能性を研究します。
公共サービス広域化の検討	広域的な取組により、より効率的で効果的なサービスが提供できる行政事務を進めます。また、広域的な諸課題について、会津地方をはじめ国や県、県内外の自治体、事業者との連携を強化しながら取組を進めます。

②公共施設の適切な管理運営の検討

公共施設の経年劣化の度合いや使用状況などについて総合的に検証を行い、適切で効率的な管理運営体制について、民営化等を視野に入れながら検討します。

具体的取組	内 容
児童館のあり方の検討	児童館の統合と業務のあり方について検討します。
高齢者福祉施設のあり方の検討	指定管理者制度を導入している高齢者福祉施設（デイサービスセンター）について、公的関与の必要性などの観点から検証し、譲渡の可能性等も含めて検討を行います。
斎場の管理運営のあり方の検討	安定的・効率的な斎場運営を図るため、民間委託について検討します。
公民館及び市民センターのあり方の検討	現在の本館並立方式から中央館分館方式への検討を行うとともに、地区館長及び職員の配置についても検討します。併せて、市民センターの業務のあり方についても検討します。
公立幼稚園・保育所のあり方の検討	公立幼稚園及び公立保育所の今後のあり方について検討します。
保健センターのあり方の検討	経年劣化や立地場所等を踏まえ、保健センター3施設のあり方（整理・統合など）について検討します。
学校給食施設の集約の検討	経年劣化が進む施設についてセンター方式による集約化など、効率的な給食体制について検討します。

③ ICTを活用した業務の見直し

庁内業務システムのクラウド^{※1}化やICTの活用により事務の効率化や経費削減に努めます。

具体的取組	内 容
クラウドを活用した効率的なシステム運用の推進	庁内クラウド環境を活用し、庁舎内に分散設置されている業務システムを段階的にデータセンターに集約し、災害時における情報保護対策の強化とシステムコストの圧縮に努めます。
業務システムの標準化・共通化	業務システムの導入は、地域情報プラットフォーム等の標準仕様に準拠したパッケージの選定に努めます。また、共通化されたパッケージシステムの採用や、データベースの統合などにより、庁内システムの効率化を推進します。

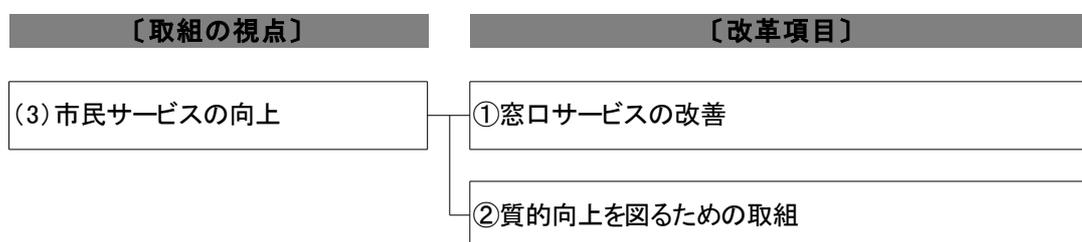
※1 クラウド：クラウドコンピューティングの略称。従来は手元のコンピュータで管理・利用していたようなソフトウェアやデータなどを、インターネットなどのネットワークを通じてサービスの形で必要に応じて利用する方法

④情報公開・情報発信の充実

市政だよりやホームページを活用しながら、分かりやすく効果的な情報発信を行うとともに、市が保有する様々なデータについて、市民が利用しやすい形で公開することに努めます。

具体的取組	内 容
効果的な情報の発信	市政だよりやホームページを活用しながら効果的な情報発信を行います。
オープンデータの推進	市が保有する様々なデータを、コンピュータ処理が容易となる標準的な形式で公開し、商用・非商用を問わず二次利用を促進することにより、地域の活性化を目指します。

(3)市民サービスの向上



①窓口サービスの改善

市民との接点となる窓口サービスにおいて、市民の利便性向上の観点から様々な見直しについて検討を行います。

具体的取組	内 容
窓口サービスの改善	市役所庁舎の整備に合わせた総合窓口の設置について検討を行います。
福祉分野の相談窓口の充実	利用者の利便性向上を図るため、相談窓口の充実について検討します。なお、障がい者相談業務の外部委託について充実・強化を図ります。
コンビニ交付の拡大	コンビニ交付の新たな取扱対象として、税証明書について検討するとともに、利活用の推進を図ります。
コンビニ納付の拡大	コンビニ納付の新たな取扱対象として、介護保険料、保育所負担金、住宅使用料等について検討します。
番号制度を活用した事務手続きの簡素化	申請時等における所得証明書等の添付省略について進めます。

②質的向上を図るための取組

市民からの要望や意見等を庁内で共有化し、市の事務事業やサービスの見直しにつなげ、より質の高いサービスの提供に努めるとともに、市民生活の向上を図るため、ICTを活用した取組を進めます。

具体的取組	内 容
市民要望・意見等の 庁内共有化、調整及 び対応	市民要望や意見等について、庁内共有化や調整を図ります。また、協働の取組やI C Tを活用して、地域課題の解決や目標の達成に努めます。
I C Tを活用した サービスの向上	「スマートシティ会津若松」の実現に向け、情報通信技術や環境技術などを活用した各種事務事業のサービス向上を進めます。

5 進行管理

改革を着実に推進していくために、毎年度、取組状況を確認し、達成度について検証を行いながら、組織横断的な全庁体制により推進を図っていきます。

行政サービスの向上と財政基盤の強化に向けた取組

～持続可能な行財政運営のために～

問い合わせ先：会津若松市 財務部 財政課

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号

TEL：0242-39-1203 FAX：0242-39-1401

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>